令和8年度地方公共団体による再犯防止の取組を
促進するための協議会（全国会議）資料

地域再犯防止推進事業における成果と今後の取組に向けて

法務省保護局更生保護振興課
地域連携・社会復帰支援室

地域再犯防止推進事業

背　　景

○ 刑務所出所者等の再犯防止を更に推進するには、国と地方公共団体が連携した「息の長い」支援が不可欠

○ 第二次再犯防止推進計画において、国・都道府県・市区町村が担うべき具体的役割を明示

○ 都道府県において、国による財政支援を通じて、地域の実情に応じた再犯防止施策を実施

事業内容

地域再犯防止推進事業として、以下のメニューを実施

○（基礎自治体に対する）**施策の企画立案支援等**

- 基礎自治体間での施策の調整や情報共有を行うための会議等の開催【必須事務】
- 基礎自治体が地方計画を策定・実施・評価するための情報提供、助言　など

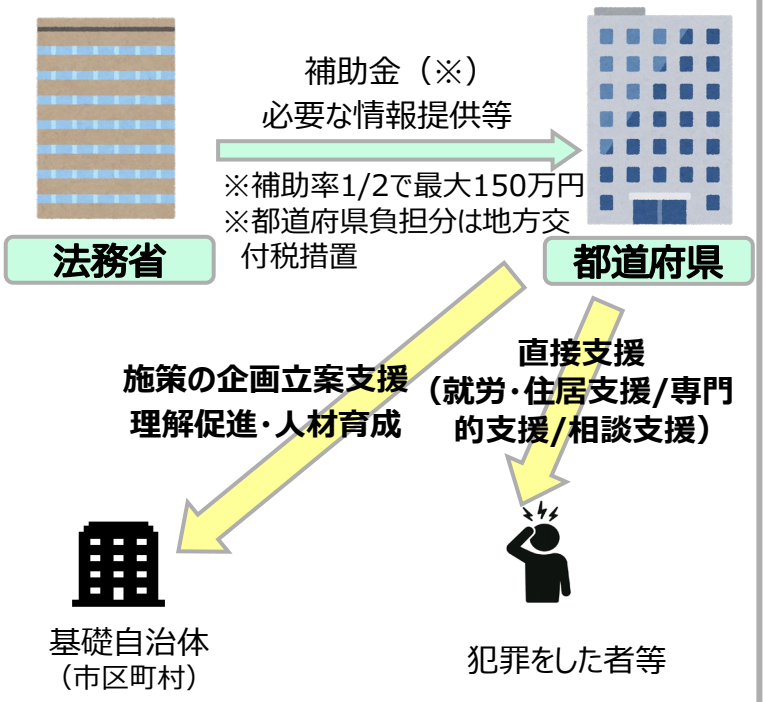
○（基礎自治体に対する）**理解促進・人材育成**

- 基礎自治体職員等の理解促進のための研修会等の開催【必須事務】　など

○（都道府県が行う）**直接支援**

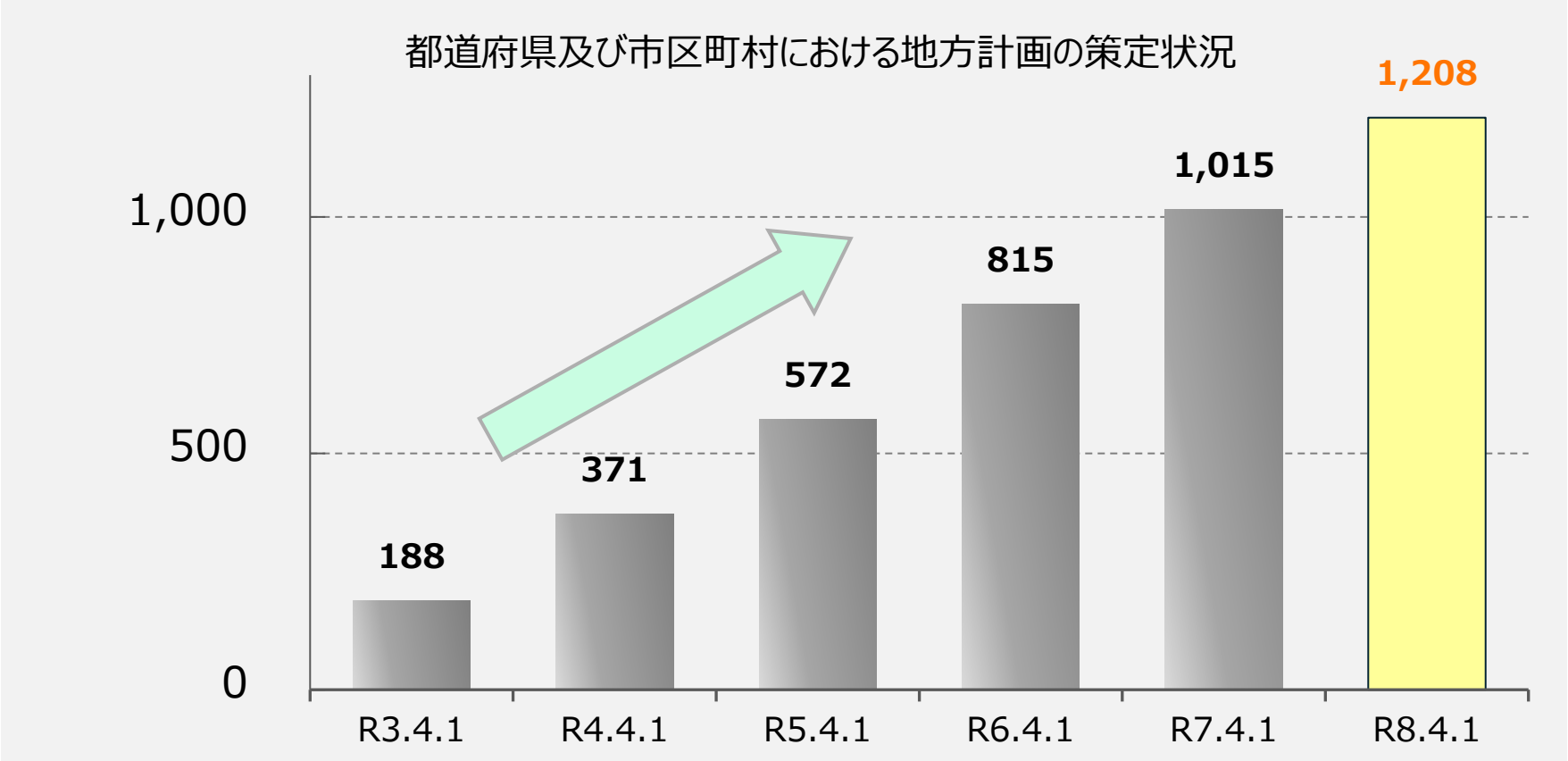
就労・住居支援 ／ **専門的支援** ／ **相談支援** のいずれか１つを実施

事業イメージ



本事業は令和５年度から実施しており、令和７年度から全都道府県で実施されることとなった。

成果①：地方再犯防止推進計画の策定が進み、地域の実情に応じた再犯防止施策を検討・推進するための基盤が形成されつつあります



毎年約２００団体が新たに計画を策定し、
現在は全国の地方公共団体の約７割が策定、人口カバー率は約９割に達しています

成果②：全国で多様な直接支援の取組が展開され、地域の実情に応じた特色ある取組も見られます

※重複計上あり

		R7 実施団体数
就労住居支援	就職・就労継続のための支援を実施	7 団体
	住居確保に向けた支援を実施	2 団体
専門的支援	薬物事犯者に対し、専門的プログラムを実施	2 団体
	性犯罪をした者に対し、専門的プログラムを実施	2 団体
	弁護士による支援の実施	2 団体
相談支援	更生保護団体が主体となって行う相談支援を実施	9 団体
	福祉分野等の団体が主体となって行う相談支援を実施	16 団体
	都道府県の機関が主体となって行う相談支援を実施	4 団体
	その他	8 団体

成果③：直接支援の取組を通じて、地域の支援体制や関係機関の連携等の成果が生まれています

01 支援体制の構築・充実

相談窓口の設置等により、刑事司法手続終了後も相談可能な体制を整備

02 潜在的な支援ニーズの把握・掘り起こし

関係機関への周知等を通じて、これまで支援につながりにくかった者との接点を確保

03 関係機関との連携強化

刑事司法、福祉、医療、民間団体等との情報共有・コーディネートの円滑化

04 就労や住居支援等を通じた生活基盤の確保

就労や住居支援等を通じて、就労先の確保や地域生活への移行を後押し

05 医療・福祉的支援への接続

本人の課題に応じた依存症治療や福祉サービス等の専門的支援へ早期につなぐことが可能となった

06 息の長い支援・居場所づくり

保護観察終了後の相談、見守り、居場所づくりにより、地域とのつながりを維持

※R7年度各都道府県に対する調査結果に基づく

（今後の基礎自治体支援の取組に向けた課題）

市区町村では、刑事司法や再犯防止施策に接する機会が限られ、再犯防止施策の必要性が十分に理解されにくい場合がある

刑事司法関係機関と連携した基礎自治体の理解を促進するための方策の例

○　講師派遣による情報提供を通じた理解促進

保護観察所の職員等による講義や情報提供の機会を設け、刑事司法制度や再犯防止施策に関する基礎知識に加え、都道府県内の再犯防止の実情や課題を共有し、市区町村職員の理解促進と意識啓発を図っている

○　体験・対話を通じた理解促進

矯正施設等の見学や、保護観察所等の職員との意見交換（座談会）の機会を設けることで、支援対象者の置かれている状況や抱える課題への理解を深めるとともに、再犯防止を地域課題として捉える意識の醸成を図っている

（今後の直接支援の取組に向けた課題）

支援ニーズはあるものの
直接支援の実施件数が伸び悩んでいる取組がみられる

その背景や要因

支援が必要な者の多くは、適切な支援機関へのアクセシビリティが低い



- ✓ 能力の問題や心理的ハードルにより、自ら相談を申し込むのが難しい
- ✓ 相談窓口等の情報が支援を必要とする人に届いていない

地方公共団体が把握できる情報に限りがある



- ✓ 支援を必要とする対象者の把握が難しい
- ✓ 対象者の具体的な支援ニーズの把握が難しい

直接支援における課題の解決に向けた一つの方向性

刑事司法関係機関が把握した支援対象者を地域の支援に確実につなぐ仕組みへ

本人が自ら相談に来ることを前提とした取組では、支援ニーズのある者に支援が届かない可能性があるため、刑事司法関係機関が把握している支援ニーズのある者を、適切な支援機関へ確実につないでいく仕組みを構築していくことが重要である

入口段階からの支援（京都府）

警察が取り扱う事件のうち、微罪処分となった者等の刑事司法手続の初期段階において、福祉的な支援を必要とする者について、適切な地域の関係機関につながるよう、警察及び社会福祉士会と連携した相談支援を行っている

矯正施設入所中からの支援（千葉県）

矯正施設入所中から支援ニーズを把握し、関係機関とのケース会議を通じて、出所後の社会復帰や生活再建に向けた相談支援を行っている

今後、各都道府県にご検討いただきたいこと

① 基礎自治体への支援

理解促進

刑事司法機関等に接する機会が限られる市区町村に対し、講義、施設見学、意見交換等を実施

施策検討の後押し

地域の統計や社会資源、取組事例等を周知し、地方計画の策定・実施や具体的施策の検討を支援

② 直接支援の実効性向上

対象者との接点

刑事司法関係機関と、支援対象者の把握、紹介、支援ニーズの共有方法を具体化

支援への接続

福祉、医療、就労、住居等の既存の施策や地域資源につなぐ仕組みと役割分担を整理

③ 事業の点検・評価

事業内容の確認

事業目的、対象者、支援内容、実施主体・連携先のつながりを点検

成果の把握

支援件数、関係機関との連携、生活基盤の確保、息の長い支援の実現に関する成果を把握

○ 令和９年度に向けて、事業内容・実施体制・成果の把握方法を点検し、必要な見直しをご検討ください

○ ご検討に当たっては、必要に応じて、最寄りの保護観察所又は矯正施設等へご相談ください